## 主債務者に対する求償権の 消滅時効の中断事由と 共同保証人間の求償権の消滅時効中断 ―最高裁平成27年11月19日判決

弁護士 若竹 宏諭

## 第1 はじめに

民法の一部を改正する法律案が国会に提出され、債権法改正を間近に控える中(同法案は、平成28年6月1日に継続審査で決議された。)、近時、保証人が取得する求償権と消滅時効に関する最高裁判例が出された。保証人の主債務者に対する事前求償権の時効中断事由が事後求償権の消滅時効を中断するか否かについて判断した最三小判平27・2・17判タ1412号129頁、代位弁済した保証人が主債務者に対して取得した求償権について消滅時効の中断事由がある場合に当該保証人が他の共同保証人に対して取得する共同保証人間の求償権の消滅時効を中断するか否かについて判断した最一小判平27・11・19金法2043号66頁である。両裁判例で問題となった点については、いずれも最高裁判所の判断が初めて示されたものである。本稿においては、後者の最高裁判例を紹介したい。

## 第2 事案の概要

1 本件は、共同保証人の1人であり、主債務者の借入金債務を代位弁済した原告(信用保証協会)が、他の共同保証人であった被告に対し、共同保証人間の求償権(民法465条1項、442条。以下「本件求償権」という。)に基づいて、求償金残元金と遅延損害金の支払いを求めた事案である。

主な事実経過は以下のとおりである。

- (1)被告は、A社からの委託を受け、B銀行との間で、A社がB銀行に対して負担する一切の債務を連帯保証する旨の契約をした。A社は、平成2年8月、B銀行から2口合計8490万円を借り入れたが、その際、原告は、A社からの委託に基づき、その借入金債務を連帯保証した。
- (2) その後、原告は、平成6年2月23日、B銀行に対し、上記借入金の残債務全額を代位弁済した。
- (3) A社は、平成6年12月から平成13年5月までの間、原告に対し、上記代位弁済により発生した求

償金債務を一部弁済した。

- (4) 原告は、平成14年5月、A社に対し、上記求償金の支払いを求める訴訟を提起し、同年9月、請求認容判決が言い渡され、同判決は同年11月5日の経過によって確定した。
- (5) 原告が平成24年7月に本件訴訟を提起した。
- 2 被告は、本件求償権について、消滅時効の成立を 主張し、これに対し、原告は、主債務者に対する求 償権の消滅時効の中断事由がある場合には、民法 457条1項の類推適用により、共同保証人間の求償権 についても消滅時効の中断の効力が生じると主張し た。第一審(大津地判平25・2・28金法2043号74頁) は、民法174条の2によって主債務者の求償権等債務 の短期消滅時効期間が10年に延長するときは、保証 人の債務の消滅時効期間も10年に変ずるものと解す べきとし、被告の消滅時効の主張を排斥して、原告 の請求を認容した一方で、控訴審(大阪高判平25・ 7・9金法2043号69頁)は、本件求償権の時効期間は5 年であるとして原告の請求を棄却(平成11年2月23日 の経過によって時効消滅)したため、原告は、上告 受理の申立てを行った。
- 3 最高裁判所は、保証人が主債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないものと解するのが相当であるとして、原告の主張を排斥し、上告を棄却した(以下「本判決」という。)1。

## 第3 考察

1 現行民法上、共同保証人の1人が自己の負担部分を超えて代位弁済をした場合、当該共同保証人は、主債務者に対して求償権を取得する(民法459条、462条)とともに、他の共同保証人に対しても求償権を取得する(民法465条1項、442条)。本件では、原告が代位弁済したことにより、これらの求償権を取得したことになるが、各求償権の関係について、主債務者に対する求償権の消滅時効の中断事由が生じた場合に共同保証人間の求償権の消滅時効が中断するか否かという点が問題となった。本判決以前には、この点を判示した最高裁判例は見当たらない。

本件の原告は、共同保証人間の求償権の性質について、保証人が弁済による代位により取得する他の共同保証人に対する保証債権と共同保証人間の求償権の類似性を指摘した上、両者が実質的に同じであり、共同保証人間の求償権も保証人の主債務者に対

する求償権を担保するためのものであるとして、主 債務者について生じた事由の絶対的効力を定めた民 法457条が類推適用されると主張した。

しかしながら、共同保証人間の求償権は、本判決が判示するように、主債務者の資力が十分でなく、主債務者に対する求償では満足できない場合に、出損をした保証人だけが損失を負担しなければならなくなっては共同保証人間の公平に反することから、共同保証人間の負担を最終的に調整するためのものであると解されている<sup>2</sup>。共同保証人間の求償権の法的性質をこのように解するのであれば、弁済による代位により取得する保証債権と共同保証人間の求償権は、実質的に同じであるということはできないし、共同保証人間の求償権が主債務者に対する求償権の担保であるという関係もない以上、民法457条を類推する基礎はないであろう<sup>3</sup>。したがって、上記共同保証人間の求償権の法的性質を前提とする限り、本判決の結論は妥当である。

- 2 本判決の結論からすると、主債務者からの内入弁済が継続されていたり、主債務者に対する求償権について確定判決を取得していたからといって、共同保証人間の求償権の消滅時効が中断されることにはならない。しかしながら、実際上は、共同保証人が主債務者に対する求償権との関係で連帯保証人にもなっている場合も多いと思われ、主債務者に対する求償権の時効中断措置を講ずることで連帯保証契約に基づく保証債務履行請求権が確保されるから(民法457条1項)、共同保証人間の求償権についての時効中断措置まで取られていないケースもあると思われる。今後は、(主債務者に対する求償権について連帯保証人となっていない他の共同保証人が存在する場合にはいうまでもなく)共同保証人間の求償権独自の時効管理が必要になってこよう。
- 3 本判決の結論は、債権法改正後も維持されるであ ろうか。保証人の主債務者に対する求償権について は、現在の考え方が基本的には維持され(法案459条 1項、462条1項)、共同保証人間の求償権についても 特段の変更はない(法案465条1項)。したがって、債 権法改正によっても、本判決から窺われる保証人の 主債務者に対する求償権と共同保証人間の求償権の 関係に変更が生ずるものではなく、本判決の結論は 維持されることになろう。なお、本件では、共同保 証人間の求償権が訴訟物とされていたが、原告は、 弁済による代位により、債権者が被告に対して有し ていた保証債権も取得しており、かかる保証債権を

訴訟物に据えることも可能だったのではないか、という疑問も湧く。もっとも、かかる保証債権は、共同保証人間の求償権の範囲内でのみ行使することができるものと解されているため4(なお、法案501条2項では、共同保証人間での代位求償が問題となる場合に、弁済者代位を認めた上で、その上限を、債務者に対する求償権ではなく、共同保証人間での求償権とすることが明記されている5。)、共同保証人間の求償権が時効により消滅している本件においては、いずれの債権を訴訟物に据えたとしても、原告の被告に対する請求が認められないという結論に変わりはなかったと思われる。

4 なお、本件は、代位弁済から18年以上が経過してからの訴訟提起であったため、本件求償権が商事債権でも民事債権であっても、消滅時効期間は経過しており、原告は、本件求償権の消滅時効期間の伸長か、時効中断を主張立証しなければならない事案であったが、本件求償権について商事消滅時効(商法522条)が適用されるか否かも争われていた。

本件の控訴審は、本件求償権に商事消滅時効の適 用があるとして、消滅時効期間を5年と解し、本件 求償権の消滅時効を認めた6。その理由付けにおい ては、信用保証協会が商人である債務者の委任に基 づいて成立した保証債務を履行した場合において、 信用保証協会が取得する求償権が商法522条に定め る5年の消滅時効にかかると解した最二小判昭42・ 10・6判タ214号144頁が引用されていた。しかしな がら、共同保証人間の求償権が共同保証人間の負担 を最終的に調整するためのものであるならば、保証 人の主債務者に対する求償権と共同保証人間の求償 権との間の主従関係は認められないと考えられるた め、共同保証人間の求償権の消滅時効期間につい て、保証人の主債務者に対する求償権と同じに解す べき必然性はなく、共同保証人間の求償権の性質か らすれば、むしろ別に考えるべきであろう。した がって、私見としては、共同保証人間の求償権の消 滅時効期間は10年と解すべきであると考える。な お、商事消滅時効については、債権法改正に伴い廃 止される予定であり7、同改正後は、この点の問題 は生じないこととなる。

1 代位弁済後に主債務者が破産宣告を受け、その破産手続において、原告(信用保証協会)が主債務者に対する求償権を破産債権として届け出て、その額等が異議なく確定したことから、消滅時効の中断が主張された事件について、最高裁判所は、本判決と同日に同じ法理を示して、時効中断の主張を認めなかった。

- 2 八木良一「判解」最判解民事篇平成7年度(上)10頁
- 3 民法457条1項については、付従性からの帰結であるとする見解 と、付従性からの当然の帰結ではなく、債権者保護ないし債権 担保の確保をはかる政策的規定であるとする見解がある(中田裕 康『債権総論 第三版』499頁(岩波書店、平25))。
- 4 中田・前掲(注3)363頁、八木・前掲(注2)9~10頁
- 5 潮見佳男『民法(債権関係)改正法案の概要』170頁(きんざい、 平27)
- 6 但し、仮に消滅時効期間が10年であった場合はどうか、ということにも言及していた。なお、第一審は、原告が被告に対して取得した求償権が商行為によって生じたものであるとしており、本件求償権には商事消滅時効が適用されるという見解であったことが窺われる。
- 7 潮見・前掲(注5)42頁